

# 下水道事業

## 公共下水道工事状況のお知らせ

平成6年度より事業を開始し、平成16年4月の一部供用開始に向けて整備を行なっておりますが、平成14年度に大原・小形山・井倉・上谷・田原の各一部を整備し、全体計画区域の約1割が完了いたしました。

下水道の管渠は、道路の深さ2～3mに埋設されており、現在約28kmが整備済です。供用開始区域内において、桂川流域下水道の本管に市内8箇所接続をしています。

下水道の整備に伴い、市内各所に於いて工事を施工し、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

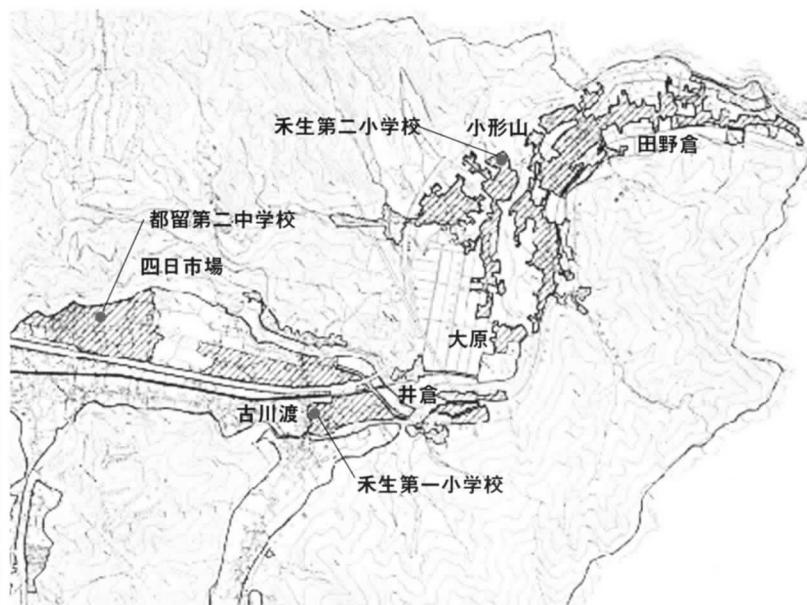
問合せ 下水道課 庶務担当・施設担当

平成16年4月より、次の地域で下水道が供用開始される予定です。

### <供用開始区域図>

田野倉・小形山・大原・古川渡・四日市場・井倉・上谷・田原の各一部

▨ 供用開始予定区域



## 水道課からのお知らせ

### ○水道法の改正に伴う貯水槽水道の管理責任について

平成14年10月号の広報にも掲載しましたが、水道法が一部改正され、水道事業者も貯水槽水道の管理に適切に関与していく必要があるとの考えから、給水条例の改正を12月議会に提案し、議決されました。本来、貯水槽水道の衛生管理は、貯水槽水道の設置者(大家・管理会社など)が自主的に管理するものでありますが、特に小規模な貯水槽水道においては、定期的な清掃や施設の検査などが十分にされておらず、管理の不徹底に起因する水質劣化や衛生上の問題の発生により、貯水槽水道の利用者からは水道に対する不安や不信感を抱き、適正な管理を求める声が多くありました。

今回の給水条例に基づき貯水槽水道の設置者に清掃や検査などの適正な管理の指導及び助言をすることが可能になり、その管理の徹底が図られます。

### ○貯水槽水道の設置者は・・・

- ア) 1年に最低1回以上、清掃を行いましょう。
- イ) 水質などに異常を感じたら、遅滞なく水道事業者(都留市水道課)に相談してください。

### ☆適正な管理の仕方とは・・・

日頃の管理を怠ると大変な事故につながることもあります。正しい管理の仕方を身につけて安全な水を守りましょう。

1. 1年に最低1回以上、清掃を行いましょう。
2. 貯水槽にヒビ割れや、水槽内に異物の混入がないか定期的に確認しましょう。
3. 各家庭の蛇口から出る水の臭気・色・透明性などの点検を定期的に行いましょう。

### ☆貯水槽水道(貯水槽)とは・・・

ビルやマンションなどの高い建築物では、水道管から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、各家庭に給水します。これらの施設を貯水槽水道といいます。

問合せ 水道課 業務担当